

随意契約結果及び契約の内容

| | |
|---------------------------------|---|
| 業 務 の 名 称 | 令和3年度 清水港整備効果検討業務 |
| 業 務 概 要 | 本業務は、清水港における直轄港湾整備事業によるストック効果（経済波及効果）を各種統計データとの相関関係を用いて整理し検証するとともに、清水港の物流機能強化に資する広域集荷拠点の検討を行うものである。 |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 清水港湾事務所長 早川 佑介 静岡県静岡市清水区日の出町7-2 |
| 契 約 年 月 日 | 令和3年9月30日 |
| 契 約 業 者 名 | 三井共同建設コンサルタント株式会社 |
| 契 約 業 者 の 住 所 | 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目20番3号 |
| 契 約 金 額 （ 税 込 ） | ¥10,296,000.- |
| 予 定 価 格 （ 税 込 ） | ¥10,296,000.- |
| 随 意 契 約 に よ る 事 業 課 務 実 施 の 理 由 | 本業務の手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定技術者の経験及び能力」「実施方針・実施フロー・工程表・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。 審査の結果、総合的に最も評価値が高位である三井共同建設コンサルタント（株）を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により三井共同建設コンサルタント（株）と随意契約するものである。 |
| 業 務 場 所 | — |
| 業 種 区 分 | 建設コンサルタント等 |
| 履 行 期 間 （ 自 ） | 令和3年9月30日 |
| 履 行 期 間 （ 至 ） | 令和4年1月31日 |
| 備 考 | |

